

平成 30 年度（第 7 回）県立図書館・公文書館合同展示（平成 31 年 2 月 1 日～3 月 31 日）

「改元漫遊」

その1:江戸期の改元、または、改元あ・ら・かると Part1&2

解説パンフレット

はじめに

本年 4 月末日の今上天皇の退位により、31 年を数える平成の時代は終わりを迎えます。

明治元年 9 月 8 日に公布された改元詔書によって元号は「一世一元」となり、以来、新天皇の即位とともに改元が行われ、在位する期間中用いられています。

→参考画像 01:「改元詔書(今後年号ハ御一代一号ニ定メ慶応四年ヲ改テ明治元年ト為スノ詔)」明治元(1868)年 9 月 8 日【国立公文書館デジタルアーカイブ 勅 00001100 007】

元号は、中国・漢王朝の武帝が紀元前 140 年に「建元」と号したのに始まります。周辺地域がこれを採用する中、国づくりのため当時先進であった制度・宗教・文化を中国等から摂取していた我が国でも 645 年に元号として「大化」を制定します。以来 1989 年に始まる「平成」までの 1344 年間に 247 の元号を使い続け、現在ではアジア圏で元号を用いる唯一の国となりました。

5 月に迫る改元という節目を前にして、かつての多様な改元のあり方、さらには天皇と神奈川にまつわるエピソードなどを県立公文書館と県立図書館が所蔵する資料を中心にをご紹介します。

1. 『禁中并公家中諸法度』—天皇・朝廷・公家を律する法典—

江戸時代の改元は、形式上は天皇・朝廷が発議・選定・審議するものではありませんでしたが、事前協議の形で徳川将軍・幕府が関与していました。

『禁中并(ならびに)公家中諸法度』は、大坂夏の陣が決着し「元和」に改元した直後の 1615 年 7 月 30 日に徳川家康が制定した、天皇の行動を規定し公家衆を含む朝廷を統制するための法令です。この中で改元については以下のように規定されています。

条文「改元、漢朝年号之内、以吉例可相定、但重而於習礼相熟者、可為本朝先規之作法事」

現代語訳「改元は、中国王朝が用いた年号の中から、めでたい事例を選んで定めること。ただし、改元作業を重ねることで習礼をうまくこなせるようになれば、我が国の前例の作法にそって行うべきこと。」

解説文部分の翻刻「改元は年号をかゆる儀なり。日本にて昔より改元の時は様々の作法あり。此御法度書被仰出時分は其作法知たる人まれなるべしと思召。唐の年号の内にて先例可然を用らるべしとて礼式を知たる人あらは日本先規の作法を用らるへしとの義なり。習礼は内げいこの事也。此御定以後元和の年号かはるなり。其ゆへに唐の年号を被用なり。寛永以来日本の作法にて年号定られ候。」

→展示パネル上の参考画像 03:『公家諸法度』【国立国会図書館デジタルコレクション 000007283467】

この法度を制定するための調査や素案づくりに関わった金地院崇伝（家康に信任されて幕府の政務に関与した臨濟宗の僧侶。「黒衣の宰相」と呼ばれた）は、その日記の中で、中国の年号から選ぶことへの懸念を示すとともに、将軍が元号選定に介入することと、朝廷が古来からの改元作法（陣定の会議等）を行うことが望ましいと述べています。

「改元の事ニ付て。堅固内々の沙汰候。其故ハ元號下ひかりと申候而。勘文先奏覽あり。其後將軍

御一覽ありて。勘進の中の元號。以吉例被相定。上卿内々承之。將軍御點之元號相定次第。下知を加候故實有之一に先例亦如斯候。かくのここと候へは。本朝法度もうせ不申候哉。不及仗儀沙汰。以漢家之元號相定候へは。一の政断絶。又ハ儒中の先蹤もなく可成候哉。然則元號の字ハ。内々將軍御歴覽にて被相定。改元の作法ハ。古今有来ことと陣儀被執行可然候ハん哉如何。」【金地院崇伝著『本光国師日記 第3（慶長20年3月13日条）』続群書類従完成会、1968年（大日本仏教全書所収本の復刻）p.143～151から】

公家諸法度の条文で改元は、とりあえずは中国の年号の中から選んで行うこととされています。これは、法度が公布される直前に行われた改元で採用された元号「元和」が唐王朝の第14代皇帝・憲帝が用いた年号からとられたという実状を踏まえたものでした。

次の「寛永」改元（1624年）は干支の甲子に当たることを理由とした甲子革命改元が復活したものでしたが、漢籍の中から相応しい字を選び出す旧来の方法に復しています。この時朝廷は、絞り込んだ候補案を幕府に送って事前に意見を聞くことを行います。以後、この事前調整が慣例化し幕末まで続くこととなります。

なお、寛永改元時に幕府は「天皇の判断で選んでよい」との返事を送りました。これは、改元の前年に三代將軍となった家光が、天皇の代替わりにならい「將軍の代始改元」をもくろんでいたこともあって懐柔的に対応したのではないかとの説もあります。

2. 改元の理由・契機

改元は、天皇の代替わり（退位、譲位、崩御）によって行われると考えるのが一般的ですが、江戸時代以前には、それに加えて「祥瑞（しょうずい）」「災異」「辛酉革命・甲子革命」を理由にして改元が行われていました。

「祥瑞」とは、白い雉や白い亀など珍しい動物や気象現象の出現が「めでたいしるし」であるとするもので、古代中国で天から治世を明示された有徳の帝王が、望まれたとおりの善政を施した証として示されるという「天人相関説」に基づく考え方で、祥瑞改元は奈良時代に行われました。

一方「災異」とは、地震、火災、戦争の発生が、為政者の施政に対する天からの警告であるとするもので、上記と同じく「天人相関説」に基づきます。災異改元は奈良時代から江戸時代の幕末期まで続けられます。

「革命（辛酉）・革命（甲子）」は、干支の辛酉（しんゆう／かのととり）や甲子（かつし／きのえね）に大変革が起きるとする、古代中国の讖緯（しんい）説に基づく考え方です。平安時代中頃に文章博士の三善清行の建言が採用されて901年の「延喜」改元で初めて実施され、幕末の文久（1861年）まで900年以上にわたって行なわれます（→別コラム「4. 辛酉革命改元」を参照）。甲子革命改元は康保（964年）以降、幕末の元治（1864年）まで行なわれました。

→展示パネル上の表4『年号一覧表』参照

3. 中山愛親書簡から見える江戸期の改元 -寛政13(1801)年の「享和」改元(辛酉革命)-

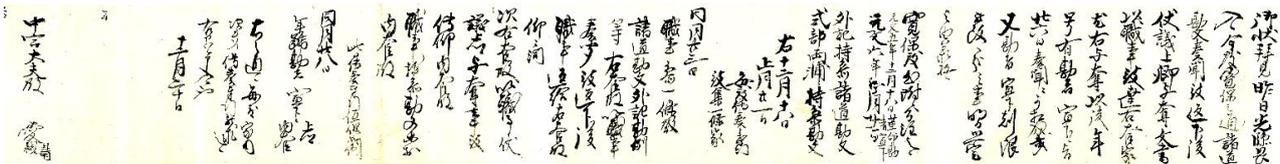
公文書館が所蔵する資料（山口コレクション）の中に、年の瀬も押し詰まった12月20日の日付を持つ、〔中山〕愛親から中宮大夫へ宛てた書簡があります。

中山愛親（1741～1814）は、時の光格天皇（1771～1840）の側近として信任が厚かった公家でした。孫の中山忠能（1809～1888）の娘・慶子は孝明天皇の典侍で明治天皇の生母となります。実家で出産

したため、今も京都御所北辺に残る中山邸跡地には「明治天皇生誕の地」の碑が建っています。つまり愛親は今上天皇の祖先にあたるのです。中山が関与した「尊号事件」は後に創作読み物として流布されますが、その中で中山は、寛政の改革の主導者として世上の評判が良くはなかった老中松平定信と、堂々と渡り合ったヒーローとして描かれていました。戦前期には、ナポレオンや源義経などと並んで偉人伝に取り上げられるほどの人物だったのです。

→展示資料 1-2:「中山愛親書簡 中宮大夫〔三條公修〕宛」〔寛政 12(1800)年〕12月 20 日付【神奈川県立公文書館所蔵 古文書・私文書(山口コレクション)ID:2199400648】

■書簡外観



■翻刻

御状拜見、昨日光臨畏入候、今度寛保之通、諸道勘文奏聞被返下後、伏議、上卿与奉文書、以職事被達右大臣家、尤右与奉以後、年号有勘者、宣下候旨、廿六日奏聞ニ可相成哉、又勘者、宣下刻限被改候哉之事、明日御一定之由承存候、寛保度心附候分注之候、

元文五年十二月十八日 革命勘者宣下
元文六年正月廿一日
外記持参諸道勘文、式部兩輔持参勘文、
右十二月十八日
正月廿一日
毎度伝奏・奉行被集一条家、
同月廿三日
職事参一条殿、
諸道勘文・外記勘例等、右大臣殿以職事奏聞、被返下後、
職事返給右大臣殿、
仰之詞
次右大臣殿、以職事伏議上卿与奉事、被伝仰内大臣殿、
職事持参勘文等出内大臣殿
此日伝奏・奉行低候如例
同月廿八日
年号勘者、宣下、上卿内大臣
右之通候、毎度家司次第伝奏・奉行被求之候、
右早々申入候也、
十二月二十日
中宮大夫殿 愛親 謹

■現代語訳

お手紙を拝見いたしました。昨日ご来訪いただいたとのこと、(留守にしていまい) 恐れ入ります。

今回は寛保の(辛酉革命改元の先例の)通り、(先ず)諸道(の辛酉革命)勘文(と外記の勘例の天皇への)の奏聞を行い、返却された後に改元の手続きに入ります。(革命勘者宣下・諸道勘文並びに外記勘例奏聞の)上卿(である左大臣二条治孝様)が(上卿を交代する)文書を蔵人(で改元奉行である葉室頼寿)を以て(年号勘者宣下・条事定・革命定・改元定の上卿である)右大臣(一条忠良)様に進達します。

右の交代以後に年号勘者宣下を行う旨を二十六日に奏聞なさるべきでしょう。

また、年号勘者宣下の刻限を改めるかについて明日決定されること、承知いたしました。

寛保度(の辛酉革命改元)の諸注意を注記しました。

元文五年十二月十八日、革命勘者宣下を行いました。

元文六年正月二十一日、外記が諸道の(辛酉革命)勘文を持参しました。

式部大輔・少輔の兩名が勘文を持参しました。

右に記しました十二月十八日と正月二十一日は、伝奏(の日野資時様)と奉行(の勘修寺顕道)が(革命勘者宣下・諸道勘文・外記勘例奏聞の上卿である)一条(道香様)の邸に集められました。

同月二十三日
蔵人が一条邸に、諸道勘文や外記勘例等を持参しました。右大臣様は蔵人に(勘文・勘例を桜町天皇へ)奏聞させました。(天皇から)返却されたのち、右大臣様に返却しました。

次いで右大臣様が蔵人に改元定の上卿について内大臣(の九条植基)様に(交代する旨)お伝えになりました。(この際)蔵人は勘文等を内大臣様に持参しました。

この日、伝奏と奉行は通例のように伺候しました。

同月二十八日
年号勘者の宣下がありました。上卿は内大臣様でした。

右記した通りです。

右記した件について早々にお伝えいたします。

(寛政十二年)十二月二十日
中宮大夫(三條公修)様 (中山)愛親

■書簡中に登場する人物たちの事績・役職

中山愛親 (なかやま なるちか) (ア)

1741-1814 江戸後期の公家。中山栄親の長男,母は勸修寺高顕の娘。明和 7(1770)年 8月正二位。安永 3(1774)年 2月権大納言に任じられたが、翌 4年辞した。天明 2(1782)年 9月議奏。同 4年権大納言に還任した。寛政 1(1789)年光格天皇は、実父閑院宮典仁親王へ太上天皇の尊号宣下をすることを幕府に求めた。愛親は、光格天皇の側近として武家伝奏正親町公明と共にその折衝に当たったが、老中松平定信の反対で実現しなかった。寛政 5(1794)年 1月幕府より召喚、訊問され、3月責任を負わされ蟄居を命じられた。6月蟄居は許されたが、議奏は罷免された。【出典 朝日日本歴史人物事典：(株)朝日新聞出版】

※議奏 (ぎそう)

鎌倉、江戸時代の朝廷における官職。両時代を通じていずれも鎌倉、江戸幕府が、それぞれ朝廷の意向を間接に統御するため設置したもので、常に天皇に近侍して勅宣を公卿に伝達し、または上奏を天皇に取次ぎ、また重要政務を合議した。幕府の奏請によって設置され、親幕的な公卿が任じられている。【出典 ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典】

中宮大夫、改元定伝奏

三條公修 (さんじょう きんおさ) (イ)

1774-1840 江戸時代中期・後期の公卿。
安永 3年 8月 1日生まれ。父は三条実起(さねおき)。母は藤原直幸の娘。三条実万(さねつむ)の父。文政 3年内大臣にすすむ。従一位。天保 11年 9月 7日死去。67歳。【出典 講談社デジタル版 日本人名大辞典+Plus】

幕末の尊王攘夷派公卿として活躍し明治政府でも要職を務めた三条実美(1837~1891)の祖父にあたります。

※中宮職 (ちゅうぐうしき)

〔名〕 令制の官司の一つ。中務省に属し、中宮に関する文書事務および庶務を取り扱う。中宮は本来太皇太后・皇太后・皇后の総称であるが、現実には特定の個人を指しており、従って中宮職も特定の個人に付された官司を意味する。大夫(だいぶ)などの職員もその人に縁故のある人が選ばれることが多かった。【出典 精選版 日本国語大辞典】

※大夫 (たいふ)

官職名でも中宮職・春宮坊・左右京職などの長官を大夫と称した。

改元奉行

葉室頼寿 (C)

公卿。頼熙の男。姓藤原。参議左大弁従三位。文化元年(1804)歿、28才。【出典 思文閣美術人名辞典】

左大臣 明年辛酉革命勸者宣下上卿、辛酉革命諸道勸文・外記勸例等奏聞上卿

二條治孝 (D)

1754-1826 江戸時代中期・後期の公卿。宝暦 4年閏(うるう)2月 9日生まれ。二条宗基(むねもと)の子。兄重良の養子となって跡をつぎ,明和 7年従三位。右大臣をへて寛政 8年従一位,左大臣となる。文政 9年 10月 6日死去。73歳。【出典 講談社デジタル版 日本人名大辞典+Plus】

一條忠良 (E)

1774-1837 江戸時代中期-後期の公卿。安永3年3月22日生まれ。一条輝良(てるよし)の子。天明3年従三位。左大臣にすすみ、文化11年光格天皇の関白、ついで14年仁孝(にんこう)天皇の関白となる。従一位。文政11年准三宮。和歌にすぐれた。天保8年6月3日死去。64歳。法号は大勝寺。日記に「忠良公記」。【出典 講談社デジタル版 日本人名大辞典+Plus】

記述されている内容から判断して、この書簡が作られたのは享和改元の前年の寛政12年である公算が高いと考えられます。当時の状況を、想像を交えて再現してみましょう。

時は寛政12(1800)年、所は京都御所の北側辺り、年の瀬が迫る師走のある日、中宮大夫の三條公修(きんおさ)は元議奏の中山愛親(なるちか)宅を訪ねます。折しも主人が不在のため公修は来意をしたためた書状を残して帰宅します。

翌寛政十三年が干支でいう辛酉(しんゆう/かのととり)の年にあたるため行われる改元の伝奏役を2週間ばかり前に命じられた公修は、前回の辛酉改元(60年前の元文から寛保への改元)の折の実務の進め方を教授してもらおうと中山宅を訪問したのでした。

というのも、愛親の父・栄親が56年前(1744年)の寛保から延享への甲子改元に際して伝奏役を務めているので、中山家に改元作業の進行に関する記録が残っていると考えたのでしょう。

公修が残した書状を読んだ愛親は、早速公修の要望に応じるため書簡をしたため返送します。その書簡が当館が所蔵する資料(展示資料1-1)であり、今後の改元作業の進め方と60年前の寛保改元時の注意点を書きしるした内容になっています。

辛酉の年に行う改元である「辛酉革命改元」とは、干支で辛酉にあたる年に大変革が起きるとされ、これを避けるために改元を行うものです。これは中国の神秘思想「讖緯(しんい)説」に基づくもので、平安時代の中頃(901年)から60年ごとに連綿と続けられていました(→「4. 辛酉革命改元」参照)。

江戸時代の改元も、天皇を中心とする朝廷の発議でその作業が始められ、おおよそ以下の手順で進められます。

- ① 改元が発議され、実務作業を担当する公卿が任命される(伝奏、奉行)。
- ② 今回の辛酉年が大変革の年に該当し、改元を行うべきか否かが5つの分野の権威者(革命勘者)に諮問される(→これに対する答申書が「辛酉革命諸道勘文」)
とともに、これまでの辛酉革命改元の作業進行日程の記録「外記勘例」作成が指示される。
- ③ 「辛酉革命諸道勘文」と「外記勘例」が天皇に報告される。
- ④ 年号候補案を作成する人(年号勘者)が任命される。(→年号勘者は候補案「年号勘文」を作成)
- ⑤ 年号候補案(途中経過)の天皇への報告や、武家伝送や京都所司代を介して江戸幕府への候補案の送付・調整が行なわれる。
- ⑥ 年号候補の最終案(「年号勘文」)が天皇へ報告される。
- ⑦ 指名された公卿たちによる会議(「条事定」)で上申書類等が審議される。
- ⑧ 指名された公卿たちによる会議で、革命の年に当たりこれを避けるために改元すべきことが決定され(「革命定」)、年号候補の評価や絞り込み(難陳)が行われる(「改元定」)。
- ⑨ 新年号が天皇によって裁許され、改元詔書が作成・発布(覆奏)される。

これらの進行の手順はほぼ定式化しており、享和改元(1801年2月5日)と、その60年前の寛保改元(1741年2月27日)とではほぼ同じステップを踏んで作業が進んでいることがわかります。【→表1】辛酉革命改元が成就するまでの一覧の流れを図式化したのが図1です。

| | 享和辛酉革命改元 (1801年2月5日) | | | | 寛保辛酉革命改元 (1741年2月27日) | | | |
|--|----------------------|-------------|-------------|---------|-----------------------|---------------|-----------|---------|
| | 実施日 | 上卿 | 伝奏 | 奉行 | 実施日 | 上卿 | 伝奏 | 奉行 |
| ① (明年辛酉の年に当たり改元すべきことが発議され【寛保時】)改元伝奏、改元奉行等が任命される。 | 寛政12 (1800) 年 12月5日 | | 中宮大夫(三條公修) | 頼寿朝臣(ウ) | 元文5 (1740) 年 11月29日 | | 油小路前大納言隆典 | 頼道朝臣(カ) |
| 伏議 (條事定・改元定等) の公卿が任命される。 | 寛政12 (1800) 年 12月10日 | | | | | | | |
| 革命勤者・年号勤者宣下の上卿に左大臣が任命される。 | 寛政12 (1800) 年 12月14日 | 左大臣(二條治孝)エ | | | | | | |
| ★元議奏・中山愛親から中宮大夫・三條公修へ書簡送付 | 寛政12 (1800) 年 12月20日 | | | | | | | |
| ② 明年辛酉革命勤者が宣下される。 | 寛政12 (1800) 年 12月23日 | 左大臣(二條治孝)エ | | 頼寿朝臣(ウ) | 元文5 (1740) 年 12月18日 | 右大臣(一條道香)キ | | 頼道朝臣(カ) |
| ③ 明年辛酉革命諸道勤文(a)と外記勘例(b)等が奏聞される。 | 寛政12 (1800) 年 12月27日 | 左大臣(二條治孝)エ | | 頼寿朝臣(ウ) | 元文6 (1741) 年 1月23日 | 右大臣(一條道香)キ | | 頼道朝臣(カ) |
| ④ 年号勤者が宣下される。(年号勤者宣下の役は左大臣から右大臣へ譲られた) | 寛政12 (1800) 年 12月27日 | 右大臣(一條忠良)オ | | 頼寿朝臣(ウ) | 元文6 (1741) 年 1月28日 | 内大臣(九條種基)ク | | 頼道朝臣(カ) |
| ⑤ (この間、朝廷は武家伝奏・京都所司代を介して江戸幕府との間で年号候補案に関する事前調整を行ったと考えられる) | | | | | | | | |
| 條事定・辛酉革命定・改元定の開催日が決まる。 | 寛政13 (1801) 年 1月5日 | | | | | | | |
| ⑥ 国解と年号勘文(c)が奏聞される。 | 寛政13 (1801) 年 1月26日 | 右大臣(一條忠良)オ | | 頼寿朝臣(ウ) | 元文6 (1741) 年 2月23日 | 内大臣(九條種基)ク | | 頼道朝臣(カ) |
| ⑦ 條事定が開催される。 | 寛政13 (1801) 年 2月2日 | 右大臣(一條忠良)オ | 中宮大夫(三條公修)イ | 頼寿朝臣(ウ) | 元文6 (1741) 年 2月24日 | 内大臣(九條種基)ク | 日野資時(ケ) | 頼道朝臣(カ) |
| ⑧ 辛酉革命定と改元定が開催される。 | 寛政13 (1801) 年 2月5日 | 右大臣(一條忠良)オ | 中宮大夫(三條公修)イ | 頼寿朝臣(ウ) | 元文6 (1741) 年 2月27日 | 内大臣(九條種基)ク | 日野資時(ケ) | 頼道朝臣(カ) |
| ⑨ 定文国解続文等が奏聞される。 | | | | | 元文6 (1741) 年 2月28日 | 内大臣(九條種基)ク | | |
| ⑩ 詔書が覆奏される。 | 享和元 (1801) 年 2月8日 | 権大納言 (廣幡前秀) | | 頼寿朝臣(ウ) | 寛保元 (1741) 年 2月30日 | 権大納言 (大炊御門経秀) | | 頼道朝臣(カ) |

表1 辛酉革命改元のステップ

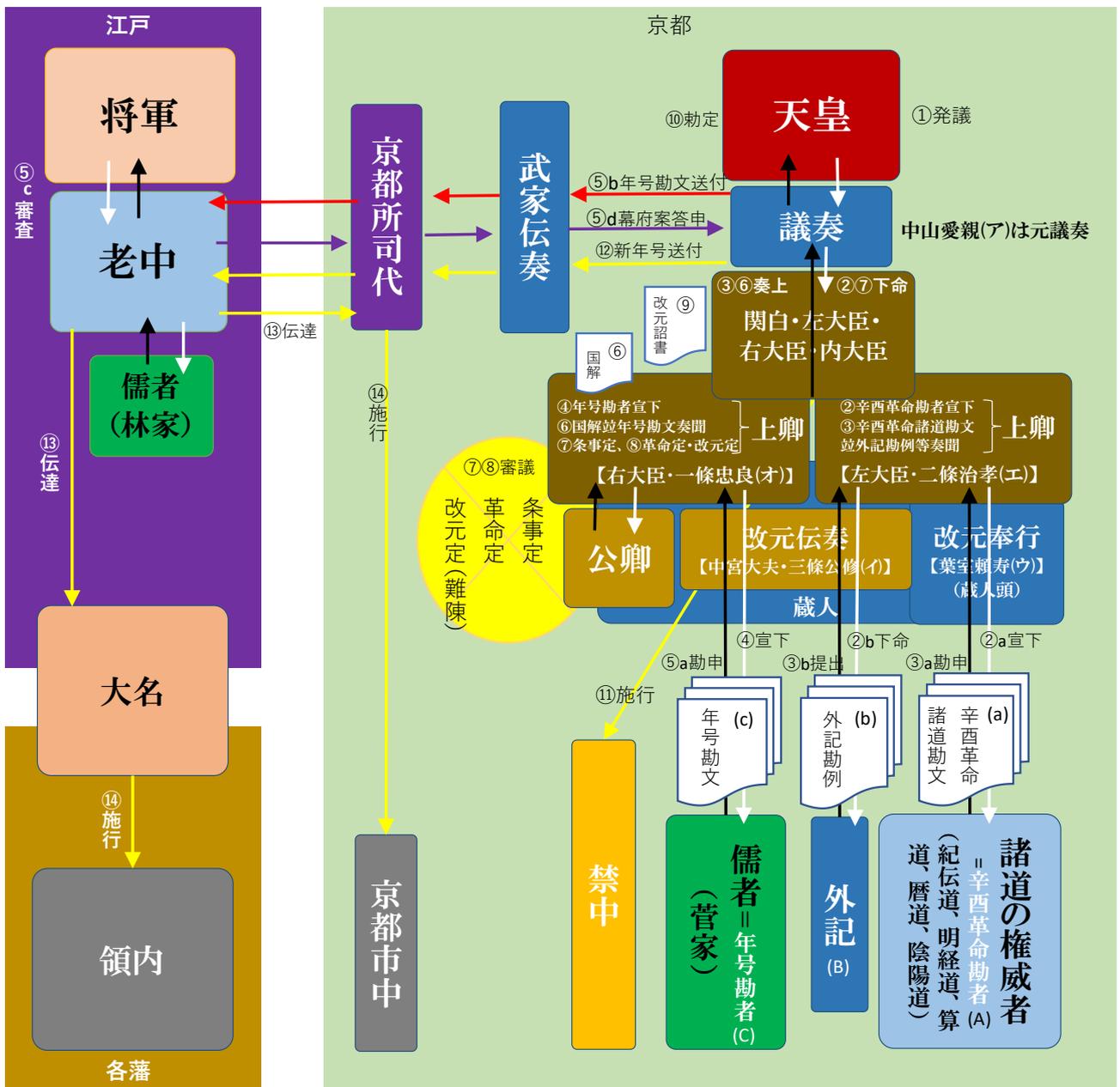


図1：改元のプロセス【平井誠二「正徳改元の経緯について」『大倉山論集(39)』1996 所載の図1等をベースに作成】

■「革命当否勘者(A)」の指名・諮問→『辛酉革命諸道勘文(a)』の勘申（答申）

『辛酉革命諸道勘文』とは5つの部門（紀伝道、明経道、算道、陰陽道、暦道）の権威者による、辛酉革命の当否に関する答申書（辛酉年の大変革命が起こるか否かの判定）です。

勘文の冒頭に結論「明年辛酉當革命否事〔来年は辛酉の年に当たるが革命（為政者の交代）を拒むこと〕」を述べてから、結論に至る理由を記述する書式になっています。

→参考画像 04:「[享和改元]革命諸道勘文」【早稲田大学図書館 古典籍総合データベース画像から】

5つの部門と、享和改元時に任命された者は下記のとおりです。

- 紀伝道（中国の正史である史記、漢書、後漢書、三国志、晉書など、あるいは文選、詩文等を教授した学科）：文章博士 菅原福長、同長親
- 明経道（中国の経学__『周易』『尚書』『三礼』『毛詩』『春秋左氏伝』『孝経』『論語』__を教授した学科）：明経博士 清原師賢・助教中原師資
- 算道：算博士 三善亮寿・小槻教義
- 陰陽道（中国伝来の陰陽五行説に基づき、天文・暦数・卜筮(ぼくぜい)などの知識を用いて吉凶・禍福を占う方術)：陰陽頭 安倍泰栄
- 暦道：暦博士 賀茂保高

以上のほかに、儒学に堪能な公卿2名（正二位菅原胤長、式部大輔為徳卿）も指名されました。

■外記(B) →『外記勘例(b)』の提出

外記(げき：太政官に属し少納言の下にあつて、内記の草した詔勅の訂正、上奏文の起草、先例の勘考、儀式の執行などをつかさどった官職)に命じて、延喜(901年)から寛保(1741年)までの辛酉革命改元に際しての改元作業の進行記録を集成させた文書が『外記勘例』です。

■年号勘者(C) →『年号勘文(c)』の勘申（答申）

年号は中国の史書、詩文、儒教書等を典拠に選び出した縁起の良い文字を組み合わせて創案されます。年号勘者(新年号の候補案を創案・提出する人)には、それら漢籍に通暁した学者(儒者や文人官僚)が指名されますが、江戸時代には菅原家はその役を独占していました。菅原道真を祖とした菅原家は、江戸時代には六家に分家しており、各家から年号勘者が指名されました。彼らは年号案決定過程の記録を子孫に残しています(『元秘抄』)

『年号勘文』の菅原家における書式は、「勘申」「年号事」を2行に分け、末尾に勘申年月日と勘申者名を書くものでした。

→参考画像 05:「[享和改元]年号勘文」【『革命改元定』京都府立京都学・歴史館 京の記憶アーカイブ】

→展示資料 1-4:「[享和]年号の典拠」『文選正文 卷11』「晋紀総論」〔近世～近代〕【神奈川県立公文書館所蔵 古文書・私文書 相模国大住郡石田村(伊勢原市) 石井家文書 ID:219953085】

『文選(もんぜん)』は6世紀前半の中国で編纂された詩賦800編の選集で、わが国には天平以前にもたらされました。美文の模範とされ、聖徳太子の憲法十七条や平安・中世文学に影響したとされます。

「享和」の文字の典拠となったのは、『文選』に掲載されている、中国の歴史家・干寶が著した晋の史書『晋紀総論』の下記部分です。

「順乎天而^享其運、應乎人而^和其義」

(現代語訳：王者は天の意志に願ひその運をうけ、民の意志に應じて世の秩序を整えることになる。【『新釈漢文大系 93 文選』明治書院、2001年の『晋紀総論』通釈より転載】)

→**展示資料 1-8:〔「享和」難陳〕於 寛政 13 年 2 月 5 日改元定(『光格天皇実録 第 3 卷 天皇皇族実録 128』)**

ゆまに書房、平成 18(2006)年【刊行物・図書】

天皇に奏上するための新年号案は「改元定」と呼ばれる公卿たちによる会議で審議・決定されます。するその議題の一つである「難陳(なんちん)」とは、年号勘者から提示された年号案に対する是非を陳述し合うことを言います。

享和については、「享」や「和」の字を用いた年号の時代に大旱魃や戦争、火災が発生していて不吉である、といった反対意見が 2 件。「和」は我が国の通称でもある、その字を用いて平和で繁栄した時代があった、とする賛成意見が 4 件ありました。最終的には、まとめ役の上卿(右大臣一條忠良)が享和と嘉永の 2 案を奏上しました。

→**参考資料:「改元詔書(享和元年 2 月 5 日)」**森本角蔵著『日本年號大観』目黒書店、1933 年【県立図書館所蔵】、前出『光格天皇実録 第 3 卷 (天皇皇族実録 128)』ゆまに書房、2006 年や『日本年号史大事典』雄山閣、2014 年(普及版 2017 年)にも掲載されています。

→**展示資料 1-6:〔江戸城での改元周知〕『続徳川実紀』第 1 篇(『國史大系 第 48 卷 新訂増補』)**吉川弘文館、昭和 41(1966)年【神奈川県立公文書館所蔵 行政刊行物・図書 G27-0-0025、(神奈川県立図書館所蔵 210.08/4/48[常置])】

朝廷で改元が決まった約 1 週間後の享和元年 2 月 13 日、江戸詰め各藩大名等を江戸城へ参集させて、老中・安藤信成から享和への改元が申し渡されます。紀州・水戸両家には家司を通じて、徳川家の菩提寺である寛永寺には執当を通じて伝達されています。

なお、『徳川実紀』は歴代将軍ごとの治績を叙述した江戸幕府による編年史で、江戸時代史研究の基本書とされています。

→**展示資料 1-5:〔領民への改元通知〕寛政 13 年酉年／享和元年 2 月 13 日改元 御用留 正月吉祥日、寛政 13(1801)年**【神奈川県立公文書館所蔵 県史写真製本「高梨英夫氏所蔵資料」ID:2900020914】

その後、新しい元号は藩内の領民に伝えられます

「二月十三日享和与改元有之候ニ付、村々へ可相触旨被仰渡候、」

武蔵国久良岐郡金井村(現在の横浜市港南区日野周辺)の名主をつとめた高梨家の御用留に残された享和改元に関する記述です。

改元は各藩(大名領)内では、領主→代官→村方三役(名主等)を経由して末端の百姓にまで伝達されたと考えられます。

京都の朝廷で改元が決まったのは 2 月 5 日ですが、この記述では江戸城で老中から周知された 2 月 13 日が改元日とされています。

なお、京都市中には、幕府から京都所司代に伝達されて、所司代から伝えられたため、朝廷で改元が成就してから一定の時間が経過するのが常でした。

→**展示資料 1-7:〔朝廷の行事や上級貴族の異動を知る〕『公卿補任』第 5 篇(『國史大系 第 57 卷 新訂増補』)**吉川弘文館、昭和 41(1966)年【神奈川県立公文書館所蔵 行政刊行物・図書 G27-0-0025 (神奈川県立図書館所蔵 210.08/4/57[常置])】

『公卿補任』は、神武天皇から明治元(1868)年に至るまで、大臣以下参議までの公卿を序列によって並べ、兼官や任用栄転、辞任などの異動をその年ごとに記したもので、上流貴族の職員録、官職任用簿といえる資料です。

初めて公卿に上った年の条では、出自や官歴を列記。出家、致仕、薨去によって官位を去る個所では、その月日まで注記してあるので、その時代時代の朝廷の構成がわかるばかりか、各個人の伝記を調べる上でも貴重な文献です。【ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典より抜粋】

4. 辛酉革命改元 -60年ごとに巡る「大変革命」を避ける-

十干十二支の辛酉（しんゆう／かのととり）の年にちなんで改元を行う辛酉革命改元が始まったのは、平安時代中期の昌泰4（901）年の「延喜」からです。以降60年に1回、1861年の「文久」まで約960年間に15回行われました。この間行われなかったのは永禄4（1561）年と元和7（1621）年の2回のみでした（p.12の表2「辛酉年表」参照）。

さらに、応和4（964）年からは甲子（かっし／きのえね）の年にも甲子革命改元が行われ、江戸幕末期の1864年（元治）まで続きます。

明治維新で一世一元制が定まることでこれらを理由とした改元が廃止されたのです。

60年に一回巡ってくる特定の干支年に改元を行った理由は何だったのでしょうか。

ここで言う「革命」とは、西洋の Revolution の訳語ではなく、中国における王朝交替（ある王朝に天から与えられていた「命」が「革（あらたま）」り、代わって新たな王朝に与えられること）を言います。

中国では古来、為政者である天子は天からの命令を受けて、天に代わって天下を支配すると考えられていました。天の命令は徳を有する者に与えられるとされましたが、徳が衰えた天子が現れて政治が乱れて民心が離れると、天はその天命を剥奪するとされたのです。【『岩波 哲学・思想事典』岩波書店、1998年より】

我が国における江戸期以前の改元の理由付けに「災異（火災、地震、疫病など）」と「祥瑞（白い雉や白い亀、貴金属の献上、珍しい雲の発生など）」があります。これは中国伝来の思想に基づくもので、災異は為政者の政治状況に対して天が示す譴責・警告であり、祥瑞は天子が有徳者であり、よい政治が行われていることを示すとの考え方です。奈良時代に多く行われた祥瑞改元は平安期には衰微し、これに代わって延喜23（923）年の「延長」を嚆矢として災異改元が行われるようになります。

このような天人相関説、陰陽五行説、災異説などの中国神秘思想によって儒教思想を解説し、未来を占い予言術と合体したのが讖緯（しんい）思想であり、我が国にも仏教伝来以前に中国大陸や朝鮮半島経由で伝えられたとされます。

※天人相関説（てんじんそうかんせつ）

中国思想用語。天人感応説ともいう。人事と自然現象（天）との間に対応関係があり、人間の行為の善悪が自然界の異変（吉祥や災異）を呼起す、という思想。この思想は漢代の儒家が盛んに唱えて、広く流行したものであるが、人事のうち、特に政治のよしあしが天に感応して天変地異の現象となって現れると説く。天人の相関は陰陽二気の原理によって、たとえば、天と人とにそれぞれ陰陽二気があり、人の陰気が動けば天の陰気が応じて動く、というように、相互の陰陽が感応し合うからである、と考えた。災異説（→災異思想）は天人相関説の一種である。【出典 ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典】

※陰陽五行説（いんようごぎょうせつ）

中国古代の宇宙観、世界観。陰陽説と五行説が結合したもの。陰陽説は宇宙の現象事物を陰と陽との働きによって説明する二元論。五行説は万物の根源を木火土金水の5元素に

おき、それらの関係、消長によって、宇宙は変化するという自然論的歴史観。天文、暦法、医学などに影響を与え、儒学とともに日本に入り大きな影響を与えた。【出典 ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典】

いわゆる干支は、十の干と十二の支を組み合わせた 60 干支によって、年・月・日・時刻・方位を表す中国起源の表記法です。陰陽五行説と合体して、十干(じっかん)を五行(木・火・土・金・水)に二つずつ分けて、それぞれを陽の気を表わす「え」と陰の気を表わす「と」に当て、これに十二支(じゅうにし)を順に組み合わせたもの。甲子(きのえね)、乙丑(きのとうし)から壬戌(みずのえいぬ)、癸亥(みずのとい)まで、60 の組み合わせがつけられています。【『精選版 日本国語大辞典』小学館より】

中国の後漢期以降、年の表記に設定された干支は、朝鮮・日本でも共通して用いられています。

→参考画像 06:「干支の 60 周期を表した図」【Wikipedia「干支」から】

| 十干 | 五行 | えと | 訓 | 十二支 | 五行 | 音 | 訓 |
|----|------|------|------|-----|----|-----|-----|
| 甲 | 木 | 兄(え) | きのえ | 子 | 水 | し | ね |
| 乙 | (き) | 弟(と) | きのと | 丑 | 土 | ちゅう | うし |
| 丙 | 火 | 兄(え) | ひのえ | 寅 | 木 | いん | とら |
| 丁 | (ひ) | 弟(と) | ひのと | 卯 | 木 | ぼう | う |
| 戊 | 土 | 兄(え) | つちのえ | 辰 | 土 | しん | たつ |
| 己 | (つち) | 弟(と) | つちのと | 巳 | 火 | し | み |
| 庚 | 金 | 兄(え) | かのえ | 午 | 火 | ご | うま |
| 辛 | (か) | 弟(と) | かのと | 未 | 土 | び | ひつじ |
| 壬 | 水 | 兄(え) | みずのえ | 申 | 金 | しん | さる |
| 癸 | (みず) | 弟(と) | みずのと | 酉 | 金 | ゆう | とり |
| | | | | 戌 | 土 | じゅう | いぬ |
| | | | | 亥 | 水 | がい | い |

表 3: 十干十二支と五行の関係

720 年に成立した『日本書紀』では、出来事の記述の中に 60 干支による年記があります。神武天皇の元年は「辛酉」年であると同書には明記されています。

辛酉革命

文章博士の三善清行の建議により、昌泰 4 (901) 年 7 月「延喜」改元が実現します。

三善清行 (みよしきよゆき)

847-919 平安時代前期-中期の公卿、学者。

承和(じょうわ)14 年生まれ。文章博士(もんじょうはかせ)兼大学頭(かみ)、式部大輔などをへて、参議兼宮内卿、従四位上。善相公と称された。右大臣菅原道真への辞職勧告文、辛酉(しんゆう)の改元を上申した「革命勘文(かんもん)」,政策案「意見十二箇条」で知られる。「延喜(えんぎ)格式」の編集にも関わった。延喜 18 年 12 月 7 日死去。72 歳。字(あざな)は三耀。著作に「智証大師伝」「藤原保則伝」。【出典 講談社デジタル版 日本人名大辞典+Plus】

※文章博士

奈良・平安時代の大学寮紀伝道(文章道)の教官。『史記』『漢書(かんじょ)』『後(ご)漢書』

などの三史をはじめ、『文選(もんぜん)』などの中国の詩文を教科とした。「教授」と受験・任官の推薦がおもな職掌であったが、かような職務のほかには文章をつくることが重要な仕事であり、文筆活動としての願文(がんもん)、上表、詩序の制作などに携わっている。【『精選版 日本国語大辞典』小学館より】

→**展示資料 1-9:三善清行「革命勸文」(天道に応じて改元を請う之状) 昌泰 4(901)年 2月 22日(『群書類従 第26輯 雑部』)続群書類従完成会、昭和 35(1960)年【神奈川県立公文書館所蔵 行政刊行物・図書 G08-0-0002、(神奈川県立図書館所蔵 081/1/26[常置])】**

三善清行は、昌泰 3(900)年 10月、右大臣・菅原道真宛てに辞職を勧告する書簡を出すとともに、朝廷に対しても意見書「予革命を論ずの議」を提出して「明年 2月は帝王革命の期」と警告します。

翌、昌泰 4(901)年 1月には右大臣・菅原道真が大宰府へ左遷される事変が発生し、清行の予言は的中することになります。2月 22日に提出したのが『革命勸文』と呼ばれる「改元して天道に应ぜむことを請ふの状」で、下記の 4点を挙げて「今年が大変革命の年に当たる」と主張しました。

1. 今年(昌泰 4年) 大変革命に当たる事
2. 去年の秋、彗星見ゆる事
3. 去年の秋以来、老人星みゆる事
4. 高野(称徳) 天皇が天平寶字九年を改めて天平神護元年と為すの例

上記 1では、中国伝来の讖緯説の基本文献である緯書『易緯』『詩緯』の記述を論拠にして、辛酉の年に大変事が起きていることを過去の歴史的事実の中から列挙しています。(神武天皇の即位に始まり、天智天皇の即位など)

さらに、5月 13日に「改元を請ふの議」を提出します。加えて、暦博士と算博士連名で理由は異なるものの同じ結論(辛酉の革命に当たるので改元すべき)を示す勸申が行われ、7月 15日の改元に至ります。実際には改元理由としては辛酉革命のみならず、逆臣(菅原道真)、祥瑞としての老人星の出現の 3つが挙げられたとされます。

なお、辛酉革命改元を初めて実現するに至った、これら一連の清行の主張は、菅原道真を朝廷から排除する藤原時平らの策謀の一翼を担ったものとする説もあります。

三善清行の『革命勸文』は、以降辛酉の年を迎えるごとに変革(改元)の当否を決める際の論拠とされ、宮廷の公卿や諸道の博士たちにとって清行は辛酉年改元創唱者として不動の権威を認められたのです。【所功『三善清行』吉川弘文館、昭和 45年より】

中国伝来の神秘思想(讖緯説、陰陽五行説など)を受容した我が国では、独自の陰陽道が形成されます。7世紀中葉の天武天皇期には朝廷内に「陰陽寮」という占い、天文、暦、時刻をつかさどる役所が設置され、天体の運行を観測して、吉凶禍福を占ったり、未来に起こる出来事を予言する技術が政事の進行に不可欠の要素となっていたのです。

辛酉の年である昌泰 4(901)年が「大変革命」の年に当たるとする根拠には下記のように諸説あります。

- ア 易説(『易緯』を典拠とし一節=1320年を一大周期とし四六・二六の年ごとに革命、革令に当たる)
- イ 詩説(『詩緯』を典拠とし大剛=3600年を一大周期とし王命大節 360年ごとに革命、革令に当たる)
- ウ 王肇説(王肇の『開元曆紀経』を典拠とし第 1、2部は一節=1500年、第 3部は一節=1440年の合計 4440年を一大周期とし、陽乗・陰乗ごとに革命、革令に当たる)
- エ 善宰相説(三善信行が昌泰 4(901)年『請改元応天道之状(革命勸文)』で展開している説)

| | | 上記(エ) | | 上記(ア) | | | | | |
|----------|------|------------|------|--------|--------|--|----|------|------|
| 西暦 | 皇紀 | 年次 | 革命勘文 | | 『易緯』 | | 部 | 元 | 累積年 |
| B.C. 661 | 1 | 神武元年 | | | | | 1 | 1 | 60 |
| B.C. 601 | 61 | | | | | | | 2 | 120 |
| B.C. 541 | 121 | | ① | 四六 240 | 四六 240 | | | 3 | 180 |
| B.C. 481 | 181 | | | | | | | 4 | 240 |
| B.C. 421 | 241 | | ② | 二六 60 | 二六 120 | | | 5 | 300 |
| B.C. 361 | 301 | | | | | | | 6 | 360 |
| B.C. 301 | 361 | | ③ | 四六 180 | | | | 7 | 420 |
| B.C. 241 | 421 | | | | 四六 240 | | | 8 | 480 |
| B.C. 181 | 481 | | ④ | 二六 120 | | | | 9 | 540 |
| B.C. 121 | 541 | | | | | | | 10 | 600 |
| B.C. 61 | 601 | | | | 二六 120 | | | 11 | 660 |
| 1 | 661 | | ⑤ | 四六 180 | | | | 12 | 720 |
| 61 | 721 | | | | | | | 13 | 780 |
| 121 | 781 | | | | 四六 240 | | | 14 | 840 |
| 181 | 841 | | ⑥ | 二六 180 | | | | 15 | 900 |
| 241 | 901 | | | | | | | 16 | 960 |
| 301 | 961 | | ⑦ | 四六 120 | 二六 120 | | | 17 | 1020 |
| 361 | 1021 | | | | | | | 18 | 1080 |
| 421 | 1081 | | | | | | | 19 | 1140 |
| 481 | 1141 | | ⑧ | 二六 240 | 四六 240 | | | 20 | 1200 |
| 541 | 1201 | | | | | | | 21 | 1260 |
| 601 | 1261 | | | | | | 1 | 1320 | |
| 661 | 1321 | 齊明7年 | | | 二六 120 | | 2 | 1380 | |
| 721 | 1381 | | ⑨ | 四六 240 | | | 3 | 1440 | |
| 781 | 1441 | | | | | | 4 | 1500 | |
| 841 | 1501 | | | | 四六 240 | | 5 | 1560 | |
| 901 | 1561 | 昌泰4年→延喜元年 | | | | | 6 | 1620 | |
| 961 | 1621 | 天徳5年→応和元年 | | | | | 7 | 1680 | |
| 1021 | 1681 | 寛仁5年→治安元年 | | | | | 8 | 1740 | |
| 1081 | 1741 | 承暦5年→永保元年 | | | | | 9 | 1800 | |
| 1141 | 1801 | 保延7年→永治元年 | | | | | 10 | 1860 | |
| 1201 | 1861 | 正治3年→建仁元年 | | | | | 11 | 1920 | |
| 1261 | 1921 | 文応2年→弘長元年 | | | | | 12 | 1980 | |
| 1321 | 1981 | 元応3年→元享元年 | | | | | 13 | 2040 | |
| 1381 | 2041 | 天授7年→弘和元年 | | | | | 14 | 2100 | |
| 1441 | 2101 | 永享13年→嘉吉元年 | | | | | 15 | 2160 | |
| 1501 | 2161 | 明応10年→文亀元年 | | | | | 16 | 2220 | |
| 1561 | 2221 | 永禄4年× | | | | | 17 | 2280 | |
| 1621 | 2281 | 元和7年× | | | | | 18 | 2340 | |
| 1681 | 2341 | 延宝9年→天和元年 | | | | | 19 | 2400 | |
| 1741 | 2401 | 元文6年→寛保元年 | | | | | 20 | 2460 | |
| 1801 | 2461 | 寛政13年→享和元年 | | | | | 21 | 2520 | |
| 1861 | 2521 | 万延2年→文久元年 | | | | | 1 | 2580 | |

表2：「辛酉年表」【所功『年号の歴史』雄山閣、1988年 p.70～72 所載の表をベースに作成

5. 元号と鷗外 -「昭和」を創案した漢学者への遺言-

文豪・森鷗外（森林太郎）は、35年間務めた陸軍を退官した後、死去するまでの5年間は、宮内省に奉職して帝室博物館総長兼図書頭（ずしょのかみ）の任に当たりました。

図書寮は明治17（1884）年に復興設置され、皇統譜や天皇皇族実録などの編纂・管理、詔書・勅書等の正本や図書（古典籍）・公文書類の保管・管理を行った部局です。

就任後すぐに取りかかった事業の一つが、歴代天皇の諡号（死後のおくり名）の出典の考証で、大正8（1919）年に完成。『帝諡考』として大正10年（辛酉の年）の3月に図書寮から限定出版されました。

→参考画像 02:『帝諡考』宮内庁図書寮編・出版、大正8(1919)年【国立国会図書館デジタルコレクション 000000568301】

『帝諡考』の完成に引き続き、大化から明治に至る年号の出典を考証する『元号考』の編纂に着手します。友人宛書簡の中で鷗外は、「大正」の年号が、かつて安南（ベトナム）人が建国した越の国ですすでに用いられていること。中国では「正」の字が嫌われており、「一にして止まる」として、この字を使って滅亡した王朝の例が挙げられていると、故事の調査が不足していたことを批判しています。

鷗外は大正11（1922）年7月に死去します。その数日前まで『元号考』の原稿への加筆を続けましたが、完成には至りませんでした。

未完成部分の追補作業は、鷗外の遺志にもとづき、図書寮の編修官であった吉田増蔵に依頼され、完成をみた『元号考』は『鷗外全集（著作篇第10巻「考証」）』に収録される形で1937年に公刊されます。

→展示資料 1-3:〔享和の改元時に勘申された年号案〕森鷗外『元号考』（『鷗外全集 第20巻』）岩波書店、昭和48(1973)年【個人蔵、(神奈川県立図書館所蔵 918.6/293/20)】

漢学者として知られる吉田増蔵は、大正9（1920）年9月以来宮内省に勤務。図書頭であった鷗外にその学識を認められ推挙されたもので、鷗外の死の床にも立ち合って後事を託されるとともに、最後の数日間、鷗外の日記を代筆したとされています。

その後、大正天皇の病状が深刻化する中、当時の宮内大臣一木喜徳郎から、中国の古典籍に通じ詔書や勅書の起草にも携わっていた吉田増蔵に対して、元号勘進（年号案の調査・検討）の内命が下ります。

勘進に当たっては以下5項目の条件を満たすことが求められました。

1. 元号は、本邦は固より言を俟たず、支那・朝鮮・南詔・交趾等の年号、其の帝王・后妃・人臣の諡号・名字等及び宮殿・土地の名称等と重複せざるものなるべきこと。
2. 元号は、国家の一大理想を表徴するに足るものなるべきこと。
3. 元号は、古典に出処を有し、其の字面は雅馴にして、其の意義は深長なるべきこと。
4. 元号は、称呼上、音調諧和を要すべきこと。
5. 元号は、其の字画簡明平易なるべきこと。

吉田は最初に選び出した50数案から追加削除を経て、最終的には「昭和」「神化」「元化」の3案を選定し、宮内大臣が内大臣の賛同を得て、内閣総理大臣の若槻礼次郎に送付します。

吉田案に加えて、総理大臣が別途勘進を命じていた国府種徳（「大正」の勘進者）が選定した5案が検討された結果、「昭和」が選ばれました（他に2案が参考添付）。

大正天皇は、大正15（1926）年12月25日の午前1時25分、葉山御用邸内で崩御され、新天皇の踐祚が行われたのち、以下のプロセスを経て昭和への改元が成就します。

1. 新天皇が「元号建定の件」「詔書案」を枢密院へ諮詢する（参考として意見を問い求める）。
2. 枢密院の全員審査委員会と本会議で、「元号建定の件」「詔書案」について協議し、元号案を可決

する。

3. 「元号建定の件」「詔書案」の奉答書が枢密院から内閣へ下付される。
4. 内閣において「奉答書のとおり公布すること」が閣議決定される。
5. 内閣総理大臣が参内し、「元号建定の件」につき上奏する。
6. 天皇は「元号建定の件」を裁可し、詔書に署名する。
7. 詔書に全大臣の副署が加えられ、官報号外をもって公布される。

【所功ほか著『元号 年号から読み解く日本史』文藝春秋、2018年より】

→**展示資料 1-1:「[昭和]年号案勘進の経緯」**『昭和天皇実録 第四 自大正13年 至昭和2年』東京書籍、平成27(2015)年【神奈川県立公文書館所蔵 行政刊行物・図書 G28-0-0152、(神奈川県立図書館所蔵 288.41/111/4)】

なお、改元詔書の起草も吉田に依頼されており、若干の修正を経て、官報号外で公布されます。「朕皇祖祖宗ノ威靈ニ頼リ、大統ヲ承ケ萬機ヲ總ス。茲ニ定制ニ遵ヒ元號ヲ建テ、大正十五年十二月二十五日以後ヲ改メテ、昭和元年ト為ス。」

→参考資料「[昭和]改元ノ詔」『官報』號外 大正15年12月25日、内閣印刷局、大正15(1926)年

| No. | 元号名 | 開始年 | No. | 元号名 | 開始年 | No. | 元号名 | 開始年 | No. | 元号名 | 開始年 | No. | 元号名 | 開始年 |
|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|
| 1 | 大化 | 645 | 51 | 長保 | 999 | 101 | 承安 | 1171 | 151 | 元亨 | 1321 | 201 | 享祿 | 1528 |
| 2 | 白雉 | 650 | 52 | 寛弘 | 1004 | 102 | 安元 | 1175 | 152 | 正中 | 1324 | 202 | 天文 | 1532 |
| 3 | 朱鳥 | 686 | 53 | 長和 | 1012 | 103 | 治承 | 1177 | 153 | 嘉暦 | 1326 | 203 | 弘治 | 1555 |
| 4 | 大宝 | 701 | 54 | 寛仁 | 1017 | 104 | 養和 | 1181 | 154 | 元徳 | 1329 | 204 | 永祿 | 1558 |
| 5 | 慶雲 | 704 | 55 | 治安 | 1021 | 105 | 寿永 | 1182 | 155 | 元弘 | 1331 | 205 | 元亀 | 1570 |
| 6 | 和銅 | 708 | 56 | 万寿 | 1024 | 106 | 元暦 | 1184 | 156 | 建武 | 1334 | 206 | 天正 | 1573 |
| 7 | 霊龜 | 715 | 57 | 長元 | 1028 | 107 | 文治 | 1185 | 157 | 延元 | 1336 | 207 | 文祿 | 1592 |
| 8 | 養老 | 717 | 58 | 長暦 | 1037 | 108 | 建久 | 1190 | 158 | 興国 | 1340 | 208 | 慶長 | 1596 |
| 9 | 神龜 | 724 | 59 | 長久 | 1040 | 109 | 正治 | 1199 | 159 | 正平 | 1347 | 209 | 元和 | 1615 |
| 10 | 天平 | 729 | 60 | 寛徳 | 1044 | 110 | 建仁 | 1201 | 160 | 建徳 | 1370 | 210 | 寛永 | 1624 |
| 11 | 天平勝宝 | 749 | 61 | 永承 | 1046 | 111 | 元久 | 1204 | 161 | 文中 | 1372 | 211 | 正保 | 1644 |
| 12 | 天平勝宝 | 749 | 62 | 天喜 | 1053 | 112 | 建永 | 1206 | 162 | 天授 | 1375 | 212 | 慶安 | 1648 |
| 13 | 天平宝字 | 757 | 63 | 康平 | 1058 | 113 | 承元 | 1207 | 163 | 弘和 | 1381 | 213 | 承応 | 1652 |
| 14 | 天平神護 | 765 | 64 | 治暦 | 1065 | 114 | 建暦 | 1211 | 164 | 元中 | 1384 | 214 | 明暦 | 1655 |
| 15 | 神護景雲 | 767 | 65 | 延久 | 1069 | 115 | 建保 | 1213 | 165 | 正慶 | 1332 | 215 | 万治 | 1658 |
| 16 | 宝龜 | 770 | 66 | 承保 | 1074 | 116 | 承久 | 1219 | 166 | 暦応 | 1338 | 216 | 寛文 | 1661 |
| 17 | 天応 | 781 | 67 | 承暦 | 1077 | 117 | 貞応 | 1222 | 167 | 康永 | 1342 | 217 | 延宝 | 1673 |
| 18 | 延暦 | 782 | 68 | 永保 | 1081 | 118 | 元仁 | 1224 | 168 | 貞和 | 1345 | 218 | 天和 | 1681 |
| 19 | 大同 | 806 | 69 | 応徳 | 1084 | 119 | 嘉祿 | 1225 | 169 | 観応 | 1350 | 219 | 貞享 | 1684 |
| 20 | 弘仁 | 810 | 70 | 寛治 | 1087 | 120 | 安貞 | 1227 | 170 | 文和 | 1352 | 220 | 元禄 | 1688 |
| 21 | 天长 | 824 | 71 | 嘉保 | 1094 | 121 | 寛喜 | 1229 | 171 | 延文 | 1356 | 221 | 宝永 | 1704 |
| 22 | 承和 | 834 | 72 | 永長 | 1096 | 122 | 貞永 | 1232 | 172 | 康安 | 1361 | 222 | 正徳 | 1711 |
| 23 | 嘉祥 | 848 | 73 | 承德 | 1097 | 123 | 天福 | 1233 | 173 | 貞治 | 1362 | 223 | 享保 | 1716 |
| 24 | 仁寿 | 851 | 74 | 康和 | 1099 | 124 | 文暦 | 1234 | 174 | 応安 | 1368 | 224 | 元文 | 1736 |
| 25 | 斉衡 | 854 | 75 | 長治 | 1104 | 125 | 嘉禎 | 1235 | 175 | 永和 | 1375 | 225 | 寛保 | 1741 |
| 26 | 天安 | 857 | 76 | 嘉承 | 1106 | 126 | 暦仁 | 1238 | 176 | 康暦 | 1379 | 226 | 延享 | 1744 |
| 27 | 貞観 | 859 | 77 | 天仁 | 1108 | 127 | 延応 | 1239 | 177 | 永徳 | 1381 | 227 | 寛延 | 1748 |
| 28 | 元慶 | 877 | 78 | 天永 | 1110 | 128 | 仁治 | 1240 | 178 | 至徳 | 1384 | 228 | 宝暦 | 1751 |
| 29 | 仁和 | 885 | 79 | 永久 | 1113 | 129 | 寛元 | 1243 | 179 | 嘉慶 | 1387 | 229 | 明和 | 1764 |
| 30 | 寛平 | 889 | 80 | 元永 | 1118 | 130 | 宝治 | 1247 | 180 | 康応 | 1389 | 230 | 安永 | 1772 |
| 31 | 昌泰 | 898 | 81 | 保安 | 1120 | 131 | 建長 | 1249 | 181 | 明徳 | 1390 | 231 | 天明 | 1781 |
| 32 | 延喜 | 901 | 82 | 天治 | 1124 | 132 | 康元 | 1256 | 182 | 応永 | 1394 | 232 | 寛政 | 1789 |
| 33 | 延長 | 923 | 83 | 大治 | 1126 | 133 | 正嘉 | 1257 | 183 | 正長 | 1428 | 233 | 享和 | 1801 |
| 34 | 承平 | 930 | 84 | 天承 | 1131 | 134 | 正元 | 1259 | 184 | 永享 | 1429 | 234 | 文化 | 1804 |
| 35 | 天慶 | 938 | 85 | 長承 | 1132 | 135 | 文応 | 1260 | 185 | 嘉吉 | 1441 | 235 | 文政 | 1818 |
| 36 | 天曆 | 947 | 86 | 保延 | 1135 | 136 | 弘長 | 1261 | 186 | 文安 | 1444 | 236 | 天保 | 1830 |
| 37 | 天徳 | 957 | 87 | 永治 | 1141 | 137 | 文永 | 1264 | 187 | 宝徳 | 1449 | 237 | 弘化 | 1844 |
| 38 | 応和 | 961 | 88 | 康治 | 1142 | 138 | 建治 | 1275 | 188 | 享徳 | 1452 | 238 | 嘉永 | 1848 |
| 39 | 康保 | 964 | 89 | 天養 | 1144 | 139 | 弘安 | 1278 | 189 | 康正 | 1455 | 239 | 安政 | 1854 |
| 40 | 安和 | 968 | 90 | 久安 | 1145 | 140 | 正応 | 1288 | 190 | 長祿 | 1457 | 240 | 万延 | 1860 |
| 41 | 天禄 | 970 | 91 | 仁平 | 1151 | 141 | 永仁 | 1293 | 191 | 寛正 | 1460 | 241 | 文久 | 1861 |
| 42 | 天延 | 973 | 92 | 久寿 | 1154 | 142 | 正安 | 1299 | 192 | 文正 | 1466 | 242 | 元治 | 1864 |
| 43 | 貞元 | 976 | 93 | 保元 | 1156 | 143 | 乾元 | 1302 | 193 | 応仁 | 1467 | 243 | 慶応 | 1865 |
| 44 | 天元 | 978 | 94 | 平治 | 1159 | 144 | 嘉元 | 1303 | 194 | 文明 | 1469 | 244 | 明治 | 1868 |
| 45 | 永観 | 983 | 95 | 永暦 | 1160 | 145 | 徳治 | 1306 | 195 | 長享 | 1487 | 245 | 大正 | 1912 |
| 46 | 寛和 | 985 | 96 | 応保 | 1161 | 146 | 延慶 | 1308 | 196 | 延徳 | 1489 | 246 | 昭和 | 1926 |
| 47 | 永延 | 987 | 97 | 長寛 | 1163 | 147 | 応長 | 1311 | 197 | 明応 | 1492 | 247 | 平成 | 1989 |
| 48 | 永祚 | 989 | 98 | 永万 | 1165 | 148 | 正和 | 1312 | 198 | 文亀 | 1501 | 248 | ? | 2019 |
| 49 | 正暦 | 990 | 99 | 仁安 | 1166 | 149 | 文保 | 1317 | 199 | 永正 | 1504 | | | |
| 50 | 長徳 | 995 | 100 | 嘉応 | 1169 | 150 | 元応 | 1319 | 200 | 大永 | 1521 | | | |

表 4: 年号一覧表

【所功『年号の歴史』雄山閣、1988年より】

「改元漫遊」

その2:改元あ・ら・かるとPart2

長い歴史を積み重ねてきた元号や改元は、それにまつわるさまざまなエピソードを生んでいます。ここではちょっと人に話したくなるような、改元や元号に関わる話題をご紹介します。

なお、ご紹介した資料のほとんどは県立図書館ないし県立公文書館が所蔵しており、一部を除いて現物を閲覧することが出来ます。あえて現物ではなく、写真パネル等で展示している資料もあります。ぜひ現物の資料を出納し、じかに手にしてご覧ください。きっと元号や改元の歴史の重みを感じられるはずです。

改元を無視すること —旧元号の継続使用、その政治性—

右に掲げた源頼朝の文書は西暦 1181 年のものですが、治承 5 年と記されています。しかしこの年、京都では安徳天皇の代始改元として 7 月 14 日に「養和」へ改元されていました。このように、京都で行われた改元を、主に東国の有力者が無視して旧元号を使い続けるという現象がしばしば見られます。

改元は時間を支配する天皇固有の権限と考えられています。それを無視するのは、改元を行った天皇の権威を否定するという政治的意味合いの込められた行為です。もっとも、多くの場合否定しようとしたのは改元を行った天皇ではなく、その背後にいる実力者の権威でした。

下 武蔵国加治郷百姓等
定補 郷司職事
新田入道殿
右人、補任彼職如件、百姓等
宜承知、敢不可遺失、
故下、
治承五年十一月十一日
源朝臣（花押）

| | 無視した人物 | 改元を行った天皇 | 京都の実力者 | 継続使用した元号 | 無視した元号 | 無視した期間 |
|---|----------|------------------|--------|----------|-----------------------|-----------|
| ① | 源頼朝 | 安徳天皇 | 平清盛 | 治承 | 養和・寿永 | 1181~1184 |
| ② | 鎌倉幕府 | 後醍醐天皇 | | 元徳 | 元弘 | 1331 |
| ③ | 鎌倉公方足利氏満 | 後円融天皇 | 将軍足利義満 | 永和 | 康暦 | 1379 |
| ④ | 鎌倉公方足利持氏 | 後花園天皇 | 将軍足利義教 | 正長 | 永享 | 1429~1431 |
| ⑤ | 古河公方足利成氏 | 後花園天皇・ 後土御門天皇 | 将軍足利義政 | 享徳 | 康正・長祿・寛正・ 文正・応仁・文明 | 1454~1478 |

→展示パネル上の参考資料 01:〔源頼朝下文〕（東京大学文学部所蔵）『特別展 こもんじょざんまい：鎌倉ゆかりの中世文書』神奈川県立歴史博物館 平成 25（2013）年【神奈川県立公文書館所蔵 行政刊行物・図書 K20-0-0016/ID:3200909225、神奈川県立図書館所蔵 K06/57/2013-10 [常置]】

建保は献宝？ —藤原定家の「建保」元号評—

歌人として著名な藤原定家（1162～1241）は正二位権中納言まで昇進したれっきとした公卿ですが、改元のような重大事項に関与する立場には無く、もっぱら元号を享受する側でした。日記『明月記』には改元に関する記事も多数見られますが、中でも「建保」の元号については定家の愚痴とも取れるような感想が記されています。

『明月記』建暦三（1213）年十二月七日条
七日、天陰晴、
尋聞、改元建保云々、
（後略）
此声献宝歟、称献金之路、
無飽之政之令然歟、如何々々、

聞く所によれば建保と改元されたらしい。これは献宝と同音か。賄賂の横行する世の中という意味で、強欲な今の政治の象徴、とでもいったところであろうか。

※時に定家五十二歳、従三位侍従。前々年に齡五十にして念願の公卿となるも、後鳥羽院政下で非主流派であったことへの不満が根底にある。

→展示パネル上の参考資料 02、03: [『明月記』建暦 3(1213)年 12 月 7 日条] 『冷泉家時雨亭叢書 明月記』3 朝日新聞社 平成 10 (1998) 年【神奈川県立図書館所蔵 081.7/102/58】

改元の時間差 —京都・江戸・ふたたび京都—

江戸時代の改元について記す『甲子夜話続編』巻 68 には

改元の当日から朝廷では新元号を用いるが、それ以外の武士や庶民一般は幕府が公布した日以降に新元号を用いるのである。

とあります。朝廷が制定した元号は武家伝奏・京都所司代を通じて江戸に送られ、幕府から公布されました（その 1 江戸期の改元 図 1 改元のプロセスを参照）。このため、一般に改元が行われた日付と、実際に新元号が用いられ始めた日付には時間差があったのです。

→展示資料 2-1: [江戸時代の改元] 『甲子夜話続編』巻 68 東洋文庫 385 甲子夜話続編 6 平凡社 昭和 55 (1980) 年【神奈川県立図書館所蔵 914.5K/22-2/6】

武蔵国都筑郡上川井村（現横浜市旭区上川井）の名主をつとめた中野家の史料に

文久四年甲子三月朔日改
元治 年号改

との記述が見えます。文久 4 (1864) 年は甲子革命により朝廷では 2 月 20 日に「元治」に改元されましたが、幕府が改元を公布したのがまさに 3 月 1 日でした（『続徳川実紀』同日条）。横浜の辺りは江戸と同日に改元が行われ、朝廷とは 10 日ほど時間差があったことがわかります。

→展示資料 2-2: [新元号使用開始の日付] 「日記」元治元 (1864) 年【神奈川県立公文書館寄託 武蔵国都筑郡上川井村中野家文書 ID:199521513】

→展示資料 2-3: [新元号「元治」の公布] 新訂増補国史大系第 51 巻『続徳川実紀』第 4 篇 吉川弘文館 昭和 42 (1967) 年【神奈川県立公文書館所蔵 行政刊行物・図書 G27-0-0025/ID:3199406199、神奈川県立図書館所蔵 210-08/4/51[常置]】

また『甲子夜話続編』巻68ではさらに

江戸から遠い諸国では通達に時間がかかるため、さらに改元が遅れることになる。
京都の武士や町民も、江戸より遅れて改元が行われるのである。

とあるように、遠方の諸国や朝廷以外の京都市中は一度江戸を経由するため、江戸よりもさらに遅れて改元が行われました。これは、元号の制定は天皇をはじめとした朝廷が行うものの、その公布・実行の権限はあくまで幕府が握っていたことを端的に示しています。

元号の「鼎立」(ていりつ) 一観応・正平・貞和の1350年一

南北朝時代には北朝と南朝がそれぞれ元号を定めたため、元号が並立したことはよく知られています。実はその最中、ごく限られた期間と空間ではありますが、3つの元号が並び立ったことはあまり知られていません。

貞和6(正平5 1350)年2月27日、北朝は観応と改元しました。崇光天皇(在位1348~1351)の即位にともなう改元です。しかし将軍足利尊氏の子で父と対立していた直冬(ただふゆ)はこれを無視、貞和の元号を翌年まで使用しました。直冬の勢力圏が九州地方だったため、その使用された範囲も九州周辺に限られています。結果として3つの元号が鼎立状態となりました。中でもこの年の11月8日には、右に掲げたように同じ日付ながら三様の元号を付された文書が残っています。

- **観応元年**十一月八日
足利尊氏軍勢催促状(備前河本文書)
- **貞和六年**十一月八日
足利直冬安堵書下(肥前高城寺文書)
- **正平五年**十一月八日
征西将軍宮令旨写(肥後阿蘇家文書)

なお直冬は次の文和改元(1352年)の際もしばらく観応の元号を使用し続けたほか、南朝に降った際には正平の元号を用いるなど、政治的背景により元号を象徴的に使い分けています。

→**展示資料 2-4:【三様の1350年11月8日】**『南北朝遺文』九州編第三巻 東京堂出版 昭和58(1983)年【神奈川県立図書館所蔵 210.45/15/3 [常置]】

元号を揶揄した落首 一江戸庶民の改元意識一

江戸時代末期の江戸を中心とした事件や噂が編年体でまとめられた『藤岡屋日記』には、元号にまつわる落首(風刺や批判を込めた匿名の戯れ歌)が多く収められています。

災異改元や革命・革命改元に象徴されるように、元号には災厄を払い、安寧を求めるという祈りが込められていました。ゆえに災害や凶事が起こると、改元を希望する世論が生まれてきたようです。そして改元が行われることで人心の一新が図られました。

これは一世一元となった近代以降にあっては失われた元号の秘めたる力、ということが出来ます。

→**展示資料 2-5:【安政改元にまつわる落首】**『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第六巻 東京堂出版 平成元(1989)年【神奈川県立公文書館所蔵 行政刊行物・図書 G27-0-0026/ID:3199405435、神奈川県立図書館所蔵 210.57/19/6】

天保ももふ十五年辰のとし

どふか弘化と元の世になり

天保十五（1845）年→弘化元年

2巻463頁 ID:3199406199

—災異（江戸城大火）による改元

世の中が安き政りと成ならば

嘉永そふなる人がたすかる

嘉永七（1855）年→安政元年

6巻353頁 ID:3199405435

—災異（内裏炎上・近畿地震・異国船渡来）による改元

万延と改る時元の役

久しく世をバ守る関宿

安政七（1860）年→万延元年

9巻211頁 ID:3199405438

—災異（井伊直弼暗殺）による改元

※井伊直弼の死を承けて老中に復帰した関宿

藩主久世広周の事が詠み込まれている

万延も替らぬ年の改元も

また文久とかゑて酉年

万延二（1861）年→文久元年

9巻513頁 ID:3199405438

—辛酉革命による改元

改元ハ元へ治まる源氏にて

大江の騒ぎ長門くもなし

文久四（1864）年→元治元年

11巻444頁 ID:3199405440

—甲子革命による改元

※第一次長州征討下、源氏である徳川氏と大江

氏である長州藩主の毛利氏を詠み込んでいる

慶びを応ふる事の改元に

御進発して永く家茂

元治二（1865）年→慶応元年

12巻504頁 ID:3199405441

—災異（京都騒擾・内外国難）による改元

※複数の落首が載せられている記事からは抜粋して引用しています

江戸のニセ改元事件 —あるいは改元情報漏洩事件？—

天保 15（1845）年の師走、江戸で改元に関する偽の情報が流れるという事件が起こりました。『藤岡屋日記』の同年 12 月 6 日条によれば

今日から年号が替わりました、と紙切れに「嘉政」と書いて 1 枚 4 文で売り歩いた輩がおり、都合 6 人が捕縛されたという。また、去る天保改元の時も「永長」と書いた紙を売り歩いた事件があったとのこと。

といったものでした。

→**展示資料 2-6: [今日より年号替りました]**『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第二巻 東京堂出版 昭和 63（1988）年【神奈川県立公文書館所蔵 行政刊行物・図書 G27-0-0026/ID:3199405431、神奈川県立図書館所蔵 210.57/19/2】

これだけならば単なる浮説なのですが、実はこの時、京都では 12 月 2 日付けで「弘化」への改元が行

われており、江戸では13日に公布されています。

→**展示資料 2-7:「新元号「弘化」の公布**】新訂増補国史大系第49巻『続徳川実紀』第2篇 吉川弘文館 昭和41(1966)年【神奈川県立公文書館所蔵 行政刊行物・図書 G27-0-0025/ID:3199406197、神奈川県立図書館所蔵 210.57/19/2 [常置]】

改元の時間差の最中に起きたこの事件は、改元が単に為政者の論理で行われるものではなく、世の中の改元待望論とでもいうべきものと連動していた事を示唆している、と見ることも出来そうです。また、偽の元号として流布された「嘉政」は、実際に元号に採用されたことこそ無いものの、文化・文政・弘化・嘉永の各改元で元号候補として挙げたものであることも興味深い点です。

※ちなみに「永長」はすでに平安時代に実在した元号です。嘉保3年の年末に災異により改元、さらに翌年の11月に「承德」に改元されたため、西暦では1097年の1月3日から12月27日の1年足らずに相当します。

とはいえ、すでに繰り返し見てきたように、江戸時代の改元は朝廷の一存で行うものではなく、幕府との連絡の上で行われたものでした。弘化への改元はこの年5月の江戸城本丸火災によるものですが、その直後から改元の議論が始まり、朝幕間で折衝が行われています(この早急な対応の背景には天保9年3月に江戸城の西丸で火災があったにも関わらず改元が行われなかったことがありました)。

実際の改元を先取る形で偽改元事件が起こっている事は、むしろ改元に関する情報の漏洩があったことを示唆しているのかも知れません。

維新时期における元号の並立

「慶応四辰八月留記」は「明王太郎日記」と総称される相模大山(伊勢原市)の宮大工であった手中景元(1819~1906)の残した膨大な日記の一つです。慶応4(1868)年10月9日の記事には奥州国(奥羽越列藩同盟)が「大化」(大政の誤伝)、西国筋(維新政府)が「明治」と改元を行ったとの記述があり、元号が並立するのは「南皇北皇」すなわち南北朝時代以来の出来事であるとしています。

→「明王太郎日記」については『明王太郎日記』上 堂宮大工が見た幕末維新【神奈川県立公文書館所蔵 行政刊行物・図書 K25-6.4-3-1/ID:3201307597】もご参照ください。

「慶応四辰八月留記」
慶応四(1868)年十月九日条
九日(中略)
九月年曆改ル、奥州国大化と
改ル、西国筋明治と改ル、右様式ツ
二相成候事、其古へ南皇北皇之
後ヨリ外、日本建始リ候て無之筈、
(後略)

→**展示資料 2-8:「慶応四辰八月留記」** 慶応4(1868)年【神奈川県立公文書館寄託 相模国大住郡大山手中家文書 ID:2199700779】

元号法制定への予備調査

昭和 54 (1979) 年の元号法制定に向けて行われた世論調査の報告書です。文中に「前回調査 (昭和 49 年 12 月)」との記述があること、1977 年版を図書館・公文書館が所蔵していることから、この種の調査が幾度か行われた事がわかります。調査結果としては元号存続派 75.7% (あった方がよい 56.8%、どちらかといえばあった方がよい 18.9%)、廃止派 5.8% (廃止した方がよい 3.2%、どちらかといえば廃止した方がよい 2.6%)、どちらでもよい 15.7%、不明 2.8%となっています。

→**展示資料 2-9:『元号に関する世論調査』** 内閣総理大臣官房室 昭和 51 (1976) 年【神奈川県立公文書館所蔵 行政刊行物・図書 G36-0-0149/ID:3199367390、神奈川県立図書館所蔵 210.02/189 [常置]】

葉山にて大正は終わり昭和が始まる

大正 15 (1925) 年 12 月 25 日未明、大正天皇は療養先である葉山御用邸にて崩御されました。その日の内に御用邸内で新天皇の即位・新元号制定の枢密院会議が行われ、「昭和」への改元が決定されました。この史料には切迫していく大正天皇の容態と崩御、新天皇の即位と改元、昭和天皇らの東京還御までの経過が緊迫感溢れる筆致で記されています。

→葉山御用邸での大正天皇崩御については、平成 30 年度アーカイブズ講座テキスト「もう一つの改元ストーリー

昭和は葉山から始まった」(公文書館所蔵 行政刊行物・図書 K09-0-0019/ID:3201309057)もご参照ください。

→**展示資料 2-10:「日誌」** 知事官房葉山出張所 大正 15 (1925) 年【神奈川県立公文書館所蔵 歴史的公文書 ID:1199404695】

葉山しおさい公園(葉山町一色)入口の
「大正天皇崩御・昭和天皇即位継承之地」の碑
平成31年1月公文書館スタッフ撮影

